

雫石町告示第 1 3 3 号

雫石町自動車臨時運行許可業務取扱要領(平成 8 年 1 1 月 1 1 日告示第 6 8 号)第 1 0 条の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)を無効とする。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

雫石町長 猿子 恵久

1 無効とした番号標

岩手 3 0 - 1 6 雫石

2 無効とした年月日

令和 8 年 1 0 月 1 3 日